

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

I 基本報酬

1 居宅介護支援費

◇月の途中で居宅介護支援事業者に変更がある場合

月末時点で居宅介護支援を行い、給付管理票を国保連に提出する事業所についてのみ算定可能。(ただし、月途中で他の市町村に転出する場合を除く)。

◇月の途中で要介護度に変更があった場合

月末における要介護度で判断する。

月初:要介護1又は要介護2 → 月末:要介護3～要介護5 要介護3～要介護5の区分
要介護3～要介護5 → 要介護1又は要介護2 要介護1又は要介護2の区分
区分支給限度基準額については、重い方の要介護度の方を適用する。

◇月の途中で他の市町村に転出する場合

利用者が月途中で他の市町村に転出する場合は、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と、転出日以降の給付管理票も別々に作成することになる。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業所が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

I 基本報酬

1 居宅介護支援費

◇月の途中で利用者が死亡し、又は施設入所した場合

利用者の死亡、施設入所の時点で居宅介護支援を行っており、かつ届出を行っている場合は算定可能。

◇サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合

サービス利用票の作成の有無にかかわらず、利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。ただし、病院等から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

I 基本報酬

1 居宅介護支援費

Q1.【給付管理票を不作成の月の請求】

数か月に1～2度短期入所のみを利用する利用者に対しては、サービス利用票の作成されない月があるため、給付管理票を作成できない月があるが、給付管理票を国保連に提出する月分しか居宅介護支援費を請求することは出来ないのか？

A1. 利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費の請求はできない。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

I 基本報酬

1 居宅介護支援費

Q2.【居宅介護支援費の請求方法】

病院等から退院・退所する者等であって、医師が一般的にみとめられている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、モニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合の請求方法は？

A2. 当初、ケアプランで予定されていたサービス事業所名、サービス種類名を記載し、給付計画単位数を0単位とした給付管理票及び居宅介護支援介護給付費明細書を合わせて提出することにより請求する。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

I 基本報酬

1 居宅介護支援費

Q3.【取扱件数による基本単位区分】

居宅介護支援費の算定区分の判定のための取扱件数については、事業所の所属するケアマネージャー1人当たりの平均で計算するという取扱でよいか？

A3. 基本的には、事業所に所属するケアマネージャー1人(常勤換算)当たりの平均で計算することとし、事業所の組織内の適正な役割分担により、事業所内のケアマネージャーごとに多少の取扱件数の差異が発生し、結果的に一部ケアマネージャーが当該事業所の算定区分に係る件数を超える件数を取り扱うことが発生することも差し支えない。ただし、一部のケアマネージャーに取扱件数が著しく偏るなど、居宅介護支援の質の確保の観点で支障があるような場合については、是正する必要がある。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

I 基本報酬

1 居宅介護支援費

Q4.【取扱件数による基本単位区分】

ケアマネージャー1人当たりというのは、常勤換算によるものか。その場合、管理者がケアマネージャーであれば1人として計算できるのか？

A4. 取扱件数の計算に当たっての「ケアマネージャー1人当たり」の取扱については、常勤換算による。なお、管理者がケアマネージャーである場合、管理者がケアマネジメント業務を兼ねている場合については、管理者を常勤換算1のケアマネージャーとして取扱って差し支えない。ただし、管理者としての業務に専念しており、ケアマネジメント業務に全く従事していない場合については、当該管理者については、ケアマネージャーの人数として算定することはできない。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

I 基本報酬

1 居宅介護支援費

Q5.【取扱件数による基本単位区分】

報酬の支給区分の基準となる取扱件数は、実際に報酬請求を行った件数という意味か？

A5. 取扱件数の算定は、実際にサービスが利用され、給付管理を行い、報酬請求を行った件数をいう。単に契約をしているだけのケースについては、扱い件数にカウントしない。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

II 減算

1 居宅介護支援の同一建物減算

所定単位数×95／100を算定する(5%の減算)

以下のいずれかに該当する場合

- ・居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に住む利用者
- ・居宅介護支援事業所の利用者が1月あたり20人以上住む建物(上記を除く)に住む利用者

※同一建物の定義

同一敷地内建物等とは、「事業所と構造上または外形上、一体的な建築物」、及び「同一敷地内、隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能な建物」を指す。

具体的には、同じ建物の別のフロアに事業所がある場合や渡り廊下などで繋がっている建物、同一敷地内の別棟の建物、幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当する

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

II 減算

2 運営基準減算

・運営基準(条例基準)で定められた介護支援専門員が行うべき業務を行っていない場合には、事業所は自ら減算を行うこと。

減算の内容

▲利用者ごとに、所定単位数の100分の50／月を減算

▲運営基準減算が2月以上継続している場合、所定単位数は算定しない(2月目から)

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

減算の対象

1. 居宅介護支援の提供開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることの説明をあらかじめ行っていない場合。

2. 居宅サービス計画の新規作成及びその計画変更:

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない
- ② サービス担当者会議の開催を行っていない場合(やむを得ない事情がある場合は除く)
- ③ 居宅サービス計画の原案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書による同意を得て、居宅サービス計画を交付していない

3. サービス担当者会議の未開催:

- ① 居宅サービス計画を新規に作成したとき
- ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けたとき
- ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けたとき

※やむを得ない理由とは...

開催の日程調整を行ったが、サービス担当者に事由によりサービス担当者会議への出席が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者に大きな状態の変化が見られない場合、又は著しい状態の変化を伴う悪性腫瘍の利用者の場合など

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

減算の対象

4. モニタリング:

① 特段の事情なく、次のいずれかの方法により利用者に面接していない場合

(イ) 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法

(ロ) 次のいずれにも該当し、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して行う方法。

a. テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること

b. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の同意を得ていること

(i) 利用者の心身の状態が安定していること

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報を担当者から提供を受けていること

② モニタリングの結果が毎月記録されていない

※特段の事情とは... 利用者の事情により、面接することができない場合を指し、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。また、特段の事情がある場合であっても、その具体的な内容を記録しておくことが必要。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

1 初回加算

- ・新たに居宅サービス計画を作成するにあたり、アセスメント等を要することを評価したもの

加算の内容

＋300単位／月を加算

算定要件

- ①新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

1 初回加算

Q1. 介護予防支援 委託で介護予防サービス計画作成の場合 利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、従前、ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画作成する場合、初回加算は算定できるのか。

A1. 初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を要することを評価したものであり、お尋ねの事例については、算定可能。この考え方については、居宅介護支援費に係る初回加算についても共通。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

1 初回加算

Q2.介護予防支援 契約が実質的に継続している場合 契約期間が終了したものの、その翌日に、再度、契約がされた場合については、再度 の契約時の際に初回加算は算定できるのか。

A2. 初回加算については、実質的に、介護予防支援事業所が、初めて、利用者に対する対応を行う際に、その手間等を評価するという趣旨であるので、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

1 初回加算

Q3.介護予防支援 総合事業から移行した場合 介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合は、介護予防支援の初回加算は算定できるのか。

A3. 要支援者又はチェックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去2月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

2 入院時情報連携加算

・入院時情報連携加算(Ⅰ):250単位／月

算定要件

:利用者が病院又は診療所に入院した日(※)のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

・入院時情報連携加算(Ⅱ):200単位／月

算定要件

:利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日(※)に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

2 入院時情報連携加算

・必要な情報とは...

利用者の入院日、心身の状況(例:疾患・病歴、認知症の有無、徘徊等の行動の有無など)、生活環境(例:家族構成、介護者の介護方法、家族介護者の状況など)、サービスの利用状況などを指す。

※入院時情報連携加算(Ⅰ)と入院時情報連携加算(Ⅱ)は、併算定できない。

※入院時情報連携加算は、利用者1人につき、1月に1回を限度として算定できる。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

2 入院時情報連携加算

Q1.入院時情報連携加算 入院日以前の情報提供については、入院何日前から認められるか。

A1. 特段の定めは設けていないが、情報提供日から実際の入院日までの間隔があまりにも空きすぎている場合には、入院の原因等も踏まえた上で適切に判断すること。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

3 退院・退所加算

対象者：以下の医療機関等から退院・退所する利用者が対象となります。

- ・病院
- ・診療所
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・退院・退所加算の対象外になるケース
- ・居宅介護支援において初回加算を算定する場合
- ・介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設において、在宅・入所相互利用 加算を算定する場合

加算	単位数	算定要件
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けること
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上回受けること
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること

カンファレンスとは？

・病院又は診療所：診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの(*3)

*3...入院中の保険医療機関の医師又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の医師若しくは看護師、保険医である歯科医師若しくは歯科衛生士、保険薬局の薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導した場合

・介護老人保健施設等：入所者への指導や援助、居宅介護支援事業者へ情報提供を行うにあたり実施された場合の会議で、基準に掲げる各施設の従業者及び入所者又はその家族が参加するもの

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

4 退院・退所加算

居宅介護支援の退院・退所加算の留意点

- ・利用者・家族が参加する医療機関等の職員との面談において、テレビ電話装置等を活用する場合、テレビ電話装置等の活用について利用者・家族の同意を得る必要がある。テレビ電話装置等を活用する場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することが求められている。
- ・同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合やカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。
- ・原則として、退院・退所前に情報を得ることが望ましいとされているが、退院後7日以内に情報を得た場合でも加算を算定することができる。
- ・カンファレンスに参加した場合は、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について、居宅サービス計画等に記録し、利用者・家族に提供した文書の写しを添付する必要がある。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

4 退院・退所加算

Q1.カンファレンス参加時に添付する利用者等に提供した文書の写し カンファレンスに参加した場合は、「利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること」としているが、具体例を示されたい。

A1. 具体例として、次のような文書を想定しているが、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。なお、カンファレンスに参加した場合の記録については、居宅介護支援経過(第5表)の他にサービス担当者会議の要点(第4表)の活用も可能である。

(例)カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録等

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

4 退院・退所加算

Q2. 想定される参加者(カンファレンス) 退院・退所加算(Ⅰ)口、(Ⅱ)口及び(Ⅲ)の算定において評価の対象となるカンファレンスについて、退所施設の従業者として具体的にどのような者の参加が想定されるか。

A2. 退所施設からの参加者としては、当該施設に配置される介護支援専門員や生活相談員、支援相談員等、利用者の心身の状況や置かれている環境等について把握した上で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に必要な情報提供等を行うことができる者を想定している。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

4 退院・退所加算

Q3.利用者又は家族に提供した文書の写しの解釈 入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加した場合、当該会議等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について記録し、『利用者又は家族に提供した文書の写し』を添付することになっているが、この文書の写しとは診療報酬の退院時共同指導料算定方法でいう「病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」を指すと解釈してよいか。

A3. そのとおり。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

5 通院時情報連携加算

50単位／月

算定要件

- ・病院又は診療所において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席すること
- ・医師等に対し、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うこと
- ・医師等から、利用者に関する必要な情報提供を受けること
- ・上記のことについて居宅サービス計画等に記録すること

居宅介護支援の通院時情報連携加算の留意点

利用者1人につき1月に1回を限度として加算を算定することができます。

診察を受ける時の同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師・歯科医師等と連携を行う必要がある。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

5 通院時情報連携加算

Q1. 医師等との連携内容・方法の具体例

通院時情報連携加算の「医師等と連携を行うこと」の連携の内容、必要性や方法について、具体的に示されたい。

A1. 通院時に係る情報連携を促す観点から、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第3の「15通院時情報連携加算」において、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしている。なお、連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを事前に医療機関に確認しておくこと。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

6 緊急時等居宅カンファレンス加算

200単位／回（1月に2回を限度）

算定要件

- ・病院・診療所の求めにより、医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合は利用者1人につき1月に2回を限度として加算する。
- ・必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調節を行うなど適切に対応すること。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

7 ターミナルケアマネジメント加算

400単位／回

算定要件

- ・ターミナルケアマネジメントを受けることについて、利用者またはその家族から同意を得ていること。
- ・24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。
- ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に連絡調整すること
- ・令和6年度の介護報酬改定において、対象となる疾患が「末期の悪性腫瘍に限定しない」こととなり、「医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された者」が対象となった。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

7 ターミナルケアマネジメント加算

ターミナルケアマネジメント加算の留意点

- ・死亡した利用者に対して算定するため、算定は1回に限ります。
- ・利用者の居宅を最後に訪問した月と利用者の死亡月が異なる場合は、死亡月に算定する。
- ・ターミナルケアに係る計画の作成及びターミナルケアにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めることが求められる。
- ・1人の利用者に対して、1カ所の居宅介護支援事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定できるので、算定要件を満たす居宅介護支援事業所が複数ある場合には、死亡日または死亡日に最も近い日に利用した居宅サービスを位置付けたケアプランを作成した事業所が、加算を算定する。
- ・在宅で死亡した利用者が対象となりますが、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等は、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができる。

5. 居宅介護支援事業所の報酬算定の取扱いについて

Ⅲ 加算

8 委託連携加算

300単位／月

算定要件

- ・地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力すること
- ・委託にあたって、委託連携加算を勘案した委託費の設定を行うこと

委託連携加算の留意点

- ・委託を開始した日の属する月に限り算定でる。
- ・利用者1人につき1回を限度として算定できる。